

(8) 航空機騒音に係る環境基準 (昭和48年12月環境庁告示第154号)

地域の類型	基準値 (単位WECPNL)
専ら住居の用に供される地域	70以下
上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75以下